

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)			
24	児童手当分	計		11,597	115,625 37,362	10,000 15,000	1,156,250 560,430	
		3歳未満の児童	被用者 非被用者	2,084 348	22,297 3,901	15,000 15,000	334,455 58,515	
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,393	71,462	10,000	714,620	
			被用者 (第3子 以降)	1,114	8,715	15,000	130,725	
			非被用者 (第1 子・2子) 非被用者 (第3子 以降)	1,114	14,447	10,000	144,470	
		中学校修了前の 児童	被用者	2,170	24,290	10,000	242,900	
			非被用者	488	5,426	10,000	54,260	
		特例給付分	計		332	3,171	5,000	15,855
			3歳未満の児童	被用者 非被用者	21 3	184 29	5,000 5,000	920 145
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	139	1,218	5,000	6,090	
			被用者 (第3子 以降)	21	276	5,000	1,380	
			非被用者 (第1 子・2子) 非被用者 (第3子 以降)	21	163	5,000	815	
	中学校修了前の 児童	被用者	132	1,113	5,000	5,565		
		非被用者	16	134	5,000	670		
25	児童手当分	計		11,404	137,586 44,562	10,000 15,000	1,375,860 668,430	
		3歳未満の児童	被用者 非被用者	1,982 338	26,637 4,512	15,000 15,000	399,555 67,680	
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,285	84,717	10,000	847,170	
			被用者 (第3子 以降)	1,020	10,631	15,000	159,465	
			非被用者 (第1 子・2子) 非被用者 (第3子 以降)	1,020	16,066	10,000	160,660	
		中学校修了前の 児童	被用者	2,283	2,782	15,000	41,730	
			非被用者	496	30,220	10,000	302,200	
		特例給付分	計		310	4,530	5,000	22,650
			3歳未満の児童	被用者 非被用者	17 5	237 52	5,000 5,000	1,185 260
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	126	1,648	5,000	8,240	
			被用者 (第3子 以降)	14	390	5,000	1,950	
			非被用者 (第1 子・2子) 非被用者 (第3子 以降)	14	201	5,000	1,005	
	中学校修了前の 児童	被用者	133	40	5,000	200		
		非被用者	15	1,744	5,000	8,720		
			15	218	5,000	1,090		

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)			
26	児童手当分	計		11,162	135,089 43,243	10,000 15,000	1,350,890 648,645	
		3歳未満の児童	被用者 非被用者	1,889 321	25,522 4,239	15,000 15,000	382,830 63,585	
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,202	82,965	10,000	829,650	
			被用者 (第3子 以降)	934	10,957	15,000	164,355	
			非被用者 (第1 子・2子)	934	14,765	10,000	147,650	
			非被用者 (第3子 以降)		2,525	15,000	37,875	
		中学校修了前の 児童	被用者 非被用者	2,352 464	31,173 6,186	10,000 10,000	311,730 61,860	
	26	特例給付分	計		332	4,216	5,000	21,080
			3歳未満の児童	被用者 非被用者	22 4	249 49	5,000 5,000	1,245 245
			3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	142	1,833	5,000	9,165
		被用者 (第3子 以降)		19	449	5,000	2,245	
		非被用者 (第1 子・2子)		19	225	5,000	1,125	
			非被用者 (第3子 以降)		93	5,000	465	
	中学校修了前の 児童	被用者 非被用者	131 14	1,198 120	5,000 5,000	5,990 600		
27	児童手当分	計		11,209	133,165 43,253	10,000 15,000	1,331,650 648,795	
		3歳未満の児童	被用者 非被用者	1,863 313	24,962 4,231	15,000 15,000	374,430 63,465	
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,239	81,395	10,000	813,950	
			被用者 (第3子 以降)	942	11,433	15,000	171,495	
			非被用者 (第1 子・2子)	942	14,008	10,000	140,080	
			非被用者 (第3子 以降)		2,627	15,000	39,405	
		中学校修了前の 児童	被用者 非被用者	2,377 475	31,498 6,264	10,000 10,000	314,980 62,640	
	27	特例給付分	計		354	5,031	5,000	25,155
			3歳未満の児童	被用者 非被用者	29 8	349 75	5,000 5,000	1,745 375
			3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	141	1,959	5,000	9,795
		被用者 (第3子 以降)		18	441	5,000	2,205	
		非被用者 (第1 子・2子)		18	225	5,000	1,125	
			非被用者 (第3子 以降)		54	5,000	270	
	中学校修了前の 児童	被用者 非被用者	147 11	1,768 160	5,000 5,000	8,840 800		

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)		
28	児童 手当 分	計		11,004	130,295	10,000	1,302,950
		3歳未満の児童	被用者	1,923	25,037	15,000	375,555
			非被用者	292	4,032	15,000	60,480
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,206	80,753	10,000	807,530
			被用者 (第3子 以降)		11,868	15,000	178,020
			非被用者 (第1 子・2子)	849	13,009	10,000	130,090
	非被用者 (第3子 以降)		2,578		15,000	38,670	
	中学校修了前の 児童	被用者	2,312	30,682	10,000	306,820	
		非被用者	422	5,851	10,000	58,510	
	特例 給付 分	計		375	5,363	5,000	26,815
		3歳未満の児童	被用者	28	429	5,000	2,145
			非被用者	10	122	5,000	610
3歳以上小学校 修了前の児童		被用者 (第1子・ 2子)	158	2,177	5,000	10,885	
		被用者 (第3子 以降)		413	5,000	2,065	
		非被用者 (第1 子・2子)	19	236	5,000	1,180	
	非被用者 (第3子 以降)	56		5,000	280		
中学校修了前の 児童	被用者	144	1,762	5,000	8,810		
	非被用者	16	168	5,000	840		

資料：こども子育て課

(注)

- ・被用者 原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員または団体職員の範囲
非被用者 被用者または公務員でない者
- ・受給者数は、3歳未満と3歳以上小学校終了前と小学校終了後中学校終了前の児童を養育している場合は、それぞれに計上している。
- ・「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の制定に伴い、平成23年10月から3歳未満の全児童及び3歳以上小学校修了前までの第3子に係る手当月額が15,000円、3歳以上小学校修了前までの第1・2子及び小学校修了後中学校修了前までの全児童に係る手当月額が10,000円に改正された。
- ・「平成24年改正児童手当法」の施行に伴い、所得制限が設けられ、所得制限により手当を受けられない者に対しては、特例給付金として児童1人につき5,000円の給付を当面の間、行うこととなった。